リサイクルプラザの機能について

1. プラザの一般的機能

プラザの基本的機能は以下の通りである。

- ① リサイクルを中心とした社会環境の変化に対応した資源化施設としての機能
- ② 不用品の修理・再生の場としての機能
- ③ 再生品や不用品の交換・流通の場としての機能
- ④ リサイクルに関する情報交換・啓発の場としての機能
- ⑤ 地域や市民団体等の活動支援のためのコミュニティ形成機能

他都市での事例をふまえ、上記機能区分のうち、プラザ機能である②~⑤について、本来保有すべき機能を機能区分別に表 1 に整理する。

また、各機能について、必要とされる設備等について、機能区分別に表2~6に整理する。

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能(1/3)

基本的機能	機能		用 途 ・ 内 容	備考	面積(例)[m²]
	木工家具工房		、したたんすやソファ等の家具類を中心に修理・再生等の作業を と工具類や関連設備が用意された場	最も一般的で、ほとんどの リサイクルプラザで実施 している。	80
修理・再生の	自転車工房		場に放置している自転車を利用した修理・再生等の作業を行うた 質や関連設備が用意された場	近年、実施例が増えてい る。	110 (うち 30 はストッ ク用)
場としての機能	家電製品工房	• " - " - " - " - " - " - " - " - " - "	で、ラジオ等の家電類やおもちゃ等を住民自らが持込み修理がで と工具類や技術指導員が用意された場	実施例は少ない。 (実施例:吹田市、富山地 区広域圏)	80
	家庭用品工房		程度でできる手入れ方法などを伝承する教室を開催するためのス D関連設備、技術指導員が用意された場	実施例:北区、柏市	80
	家具清掃室	・大型ごみ収集にて搬力 備が用意された場	、した家具類の清掃作業を行うためのスペースと工具類や関連設	最も一般的で、ほとんどの リサイクルプラザで実施 している。	30
	再生品展示コーナ	・住民のごみ減量化・リ いて修理・再生された	サイクル意識の啓発・啓蒙を図ることを目的として、工房にお 古手生品を展示する場	最も一般的で、ほとんどの リサイクルプラザで実施 している。	150
再生品や不用		不用品情報交換ボード	最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。	最も一般的で、ほとんどの リサイクルプラザで実施 している。	
品の交換・流 通の場として		不用品情報交換テレショッ プ (ケーブルテレビ)	・家庭で不要となった物の交換・売買を斡施するため、ケーブ ルテレビを通じて不用品の交換情報を発信する場	実施例:台東区、伊万里市	内容によって 異なる
の機能		不用品情報検索システム (パソコン通信)	・インターネット上に開設された組合のホームページ等を活用 し、インターネットを利用して上記の不用品の交換情報を受 発信するための場	近年、実施例が増えている。	
	フリーマーケット スペース	市民団体等が開催するフ	リーマーケットの場を提供する。	他スペースとの兼用について要検討。 (実施例:市川市)	(会議室と兼用) (100~300)

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能(2/3)

基本的機能	構成設備	用 途 ・ 内 容	備考	面積(例)[m²]
	リサイクル情報コーナー	・リサイクルやごみ問題に興味を持った住民が気軽に利用でき、関係図書を閲覧したり 情報が入手できるよう、リサイクル問題をテーマとした書籍・資料や自治体情報を集 めた図書館的機能を有する空間	実施例:目黒区(担当職員 が区民の相談に応じなが ら対応)	内容によって
		・ごみ処理・リサイクルの歴史やしくみを楽しみながら理解するため、VTRやパソコン学習端末、動く模型、アスレチックジャングル等を通じて紹介	実施例:横浜市、仙台市	異なる
リサイクルに 関する情報交 換・啓発の場 としての機能	リサイクル体験コーナー (講習室)	・リサイクル思想の啓発・普及という観点から、修理技術や廃品・廃棄物利用技術を住民に体験させ、自分たちの生活の中でそれを実践し、少しでもごみを作らないライフスタイルの形成を自覚させることを目的とした場・修理技術を持ったシルバー人材等を活用して「実践リフォーム教室」や「体験リサイクル教室」などを実施する、主婦や児童を対象とした体験の場・廃食用油を用いたリサイクル石鹸づくり、牛乳パックを利用した紙すき教室(以下のメニュー参照)に対応できるように、給排水施設、電気・機械関連の工具類及び電気設備が用意された理科教室的設備を有した空間 メニー参照のリフォーム指導 回収したガラスを原材料としコップや花瓶として再生する工房 廃材を用いたリサイクル品作り教室 (参考)小型電化製品の診察修理指導 おもちゃの診察修理指導 ごみを減らす工夫を考える料理などの実習 生ごみや植木剪定材のコンポスト化と肥料・培養土としてのリサイクル	内容によって 異なる	
コミュニティ形成機能	会議室 (多目的室)	・大人数で行われる講演会や各種イベントに利用できる場(フリーマーケットを含む) ・本施設の視察来訪者のために説明会が行える場 ・地域活動やグループ活動の打ち合せ・会議等に利用できる場	多くのリサイクルプラザ で設置。	100~300

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能(3/3)

【その他の付帯設備】

基本的機能	構成設備	用 途 ・ 内 容	備考	面積(例)[m²]
回収システム	資源回収窓口	住民が持参した紙パック等の回収窓口	資源化施設との役割分担 が必要。	
の支援に関わる機能 倉庫		・搬入直後の不要品等の貯留スペース (80) ・修理・再生後のものを一時保管するための保管スペース (80) ・その他 (40)		200
管理・運営に 係わる機能	リサイクルセンター管理室 委託職員・ボラン ティア用事務所	・本施設の管理・運営を行うための組合職員室 ・委託職員用 ・ボランティア用		180
給排水衛生 設 備	応接室	・応接室 洗濯室、トイレ(身障者用含む)、シャワー・ロッカー、給湯室		100
その他		エントランスホール、エレベーター(大型、障害者用含む)、ロビー、廊下、機械室		

表 2 機能別必要設備 [修理・再生の場としての機能]

機能	内容	運営方法	検討事項	人員構成	必要設備	所要スペース	備考
木工家	タンス等の不用品を修理、	シルバー人材センター	重量物を扱うので、健常者が中心とな	経験豊富な常任者1名	作業台、木工機械、	大 100 m²	最も一般的で、
具工房	修繕して再利用する。	の経験者・ボランティ	るが、清掃等の軽作業には障害者の採	補助者2名程度	木工用具、電動工	小 50 m²	殆どのリサイク
	また廃材を利用して本立て	アを中心に運営。	用も考えられる。	受講者 10~20 名	具、水洗流し台、		ルプラザで開催
	や椅子など簡単な木工工作	定期的に教室形式	収集事業所との関連性について考慮		塗料置き場、集塵		している。
	教室を開催。	で開催。	が必要。		機		
		設備の関係上単独			※床は木床が望ま		
		の工房が望まし			しい		
		V'o					
自転車	不用品の自転車を清掃や再	シルバー人材センターの	重量物を扱うので、健常者が中心とな	経験豊富な常任者1名	作業台、万力、組	大 100 m²	近年、実施例が
工房	塗装、及び軽微な修理を行	経験者・ボランティア	るが、清掃等の軽作業には障害者の採	補助者2名程度	立整備スタンド、移動	小 50 m²	増えている。
	い再使用する。	を中心に運営。	用も考えられる。		工具台、エアーコンプレ		
		設備の関係上単独	自転車安全整備制度があり、自転車安		ッサー、工具類、部品		
		の工房が望まし	全整備士が整備する必要がある。(TS		棚、再生自転車置		
		V'o	マークによる保険)		場、水洗流し台		
			放置自転車対策との関連性について				
			考慮が必要。				
家電製	不用品の家電製品を清掃、		冷蔵庫等重量物は健常者が中心とな	経験豊富な常任者1名	作業台、工具類、	大 100 m²	実施例はまだ少
品工房	及び軽微な修理を行い再使	経験者・ボランティア		補助者2名程度	部品棚、電源コンセン	小 50 m²	ない。
	用する。また家電製品の簡	を中心に運営。	用も考えられる。		ト、アンテナ線、テスター、		小規模な施設で
	単な手入れを行う。		修理資格として家庭用電子機器修理		杉ロスコープ、水洗流		は大型電化製品
			技術者、家庭用電気機器修理技術者		し台		の修理は困難。
			(通産大臣認定) がある。				
家庭用	包丁磨ぎや襖はり等家庭で	シルバー人材センターの		経験豊富な指導者1名	作業台、水洗流し	大 100 m²	北区では「暮ら
品工房	できる手入れ方法などを伝	経験者・ボランティア		補助者1名程度		小 50 m²	しの博物館」と
	承する教室を開催。	を中心に運営。		受講者 10~20 名			して伝統技術を
		不定期的に教室形					伝承
		式で開催。					
		学習室で開催する					
		事も可能。					
家具清	大型ごみ収集にて搬入した	シルバー人材センター・ホ゛	軽作業であるため、障害者の採用が考	補助者2名程度	作業台、水洗流し	30 m²	最も一般的で、
掃室	再生利用が可能な家具等を	ランティアを中心に運	えられる。				殆どのリサイク
	清掃し、再利用を図る。	営。	収集事業所との関連性について考慮				ルプラザで開催
			が必要。				している。

表 3 機能別必要設備 [再生品や不要品の流通・交換の場としての機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
再 生 品 コ ーナー	工房での再生品や、住民持 込の不要品を展示・提供・ 販売する。	常設ので、を限示すると、をのののの希望は、不再ののののののののののののでは、ないのででは、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので	展示用棚、ショーケース、販売カウンター等 ※床は木床が望ましい	申込受付、整理記録、 抽選、等の業務で2名 程度	50 名	展示品数に よ る が 300m ² 程度	目黒区では住民 団体へ運営を委 託
不 要 品 情 報 つ ナー	住民の「譲ります、譲って ください」、「売ります、買 います」情報を紹介する。	カードで情報管理	情報掲示板、登録カード	1名 (情報管理)	4~5名	掲示板2× 2m 玄関ホール等 入口付近	プライバシー管 理が必要
		パソコンで情報管 理	パソコン、ソフト、TEL、FAX	1名 (パソコン操作可能)	2~3名	パソコン2 台程度で 10m ²	同上 (カード情報管 理と併用)
		パソコン通信で情 報公開	パソコン、通信回線、FAX、ソフト	1名 (パソコン操作可能)	2~3名	パソコン 2 台 程 度 で 10m²	同上 (カード情報管 理と併用)
フリー マーケ ット (屋 内)	市民団体等によるフリーマ ーケットを開催する場を提 供する。		移動式会議用テーブル、いす、白板、 簡易音響装置	スケジュール調整業務 に1名程度			再生品展示コー ナーや多目的室 で兼用又は屋外 スペース

表 4 機能別必要設備 [リサイクルに関する情報交換・啓発の場としての機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
		·			以谷八貝	7,47	
リサイ	リサイクル関連書籍、雑誌、	関連図書や資料					担当職員が住民
クル情	各種報告書、イベント情報	を収集し、整理展	複写機、閲覧用机及びいす	(情報交換コーナーと			の相談に応じな
報コー	等の資料の収集、展示、閲	示		業務)			がら対応(目黒
ナー	覧、貸出し	閲覧は自由、場外					区)
		貸出しは登録の					
		上貸出し					
	五感に訴えてリサイクルに	小学生を対象と	大型スクリーン映像装置、音響装置、	スケジュール調整業務			ソフトの製作、
	ついての関心や理解を高め	し、大型画面の映	照明、電動カーテン、モニター装置、	や AV 装置操作に1~			維持管理は外部
	る設備を備えた場を提供す	像ソフトを通じ	操作卓	2名程度			委託
	る。	てリサイクル、ご					21,11
	3 0	み減量化を学習					
		する。					
			アミューズメント装置	案内係として1名程度			ソフトの製作、
		ゲーム感覚で遊		来可称として「右径反			維持管理は外部
		びながらリサイ					委託
							安託
		クル、ごみ減量化					
	L . / S 1977	を体験学習する。					
リサイ	表6参照						
クル体							
験コー							
ナー							

α

表 5 機能別必要設備 (リサイクル体験コーナー)

			英語が記安設備(ファイフ)				
講習会	内容	運営方法	検討事項	人員構成	必要設備	所要スペース	備考
リサイ	廃食用油を利用して石鹸を	シルバー人材センターの	火気や苛性ソーダ等の劇毒	経験豊富な指導者1名	作業台、ガスレン	大 100 m²	多くのリサイク
クル石	作る。	経験者・ボランティアを中	物を扱うので薬品管理が必	補助者1名程度	ジ、水洗流し、薬	小 50 m²	ルプラザで開催
鹸作り		心に自主運営。	要	受講者 10~20 名	品棚、排水貯留槽、		している。
		不定期的に教室形式で開			換気設備		
		催。			床は耐薬品性必要		
		薬品による汚れ、熱、換気					
		等の理由から単独が望ま					
		しい。					
紙すき	紙パック等を原料にハガキ	シルバー人材センターの	比較的軽作業が中心であり、	経験豊富な常任者1名	作業台、水洗流し	大 100 m²	多くのリサイク
	や色紙などを作る。	経験者・ボランティアを中	障害者の採用も考えられる。	補助者2名程度		小 50 m²	ルプラザで開催
		心に自主運営。		受講者 10~20 名			している。
		定期的に教室形式で開催					
		学習室にて開催。					
衣服の	不用衣類をリフォームして	シルバー人材センターの	比較的軽作業が中心であり、	経験豊富な常任者1名	作業台、ミシン、	大 100 m²	多くのリサイク
リフォ	再使用する。またそのリフ	経験者・ボランティアを中	障害者の採用も考えられる。	補助者2名程度	アイロン、裁縫用		ルプラザで開催
ーム	ォーム教室を開催する。	心に自主運営。		受講者 10~20 名	具、衣類棚、水洗		している。
		定期的に教室形式で開催。			流し、機織り機、		
		設備の関係上単独の工房			洗濯機、乾燥機		
		となる。					
リサイ	PET ボトルなどの廃材を用	シルバー人材センターの	受講者は子供中心で、夏休み	経験豊富な指導者1名	作業台、水洗流し	大 100 m²	
クル品	い、動くおもちゃや日用品	経験者・ボランティアを中	期間等季節運営	補助者1名程度		小 50 m²	
作り	などを子供が楽しく学びな	心に自主運営。		受講者 20~30 名			
	がら作る。	不定期的に教室形式で開					
		催。					
		学習室にて開催。					
ガラス	回収したビンのカレットを	住民の有志グループによ	高熱(1400℃)のガラスを扱	経験豊富な講師1名	溶解炉、あぶり炉、	大 150 m²	本格的な工房は
工房	溶解炉で溶かした花瓶やコ	る自主運営。	うので安全性に留意 (スペー	補助者1~2名程度	徐冷炉、バーナー、	中 100 m²	まだ少ない。
	ップ等を作る。	定期的に教室形式で開催。	スが必要)	受講者 3~5 名	サンドブラスト他	小 60 m²	
		設備の関係上単独の工房	火気使用、換気に留意				
		となる。	24 時間加熱が必要				
			本格的設備の場合稼働率を				
			高める工夫が必要(初級、中				
			級、上級等のコース別教室)				

表 6 機能別必要設備 [コミュニティ形成機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
講 演	リサイクルについての関心	住民を対象とした講演会	移動式会議用テーブル、い	スケジュール調整業務			家庭用品修繕や
会・イベ	や理解を高めるために講演	や講座、教室、イベントを	す、白板、簡易音響装置、水	に1名程度			リサイクル品作
ントの	会や各種イベントを開催す	開催。	洗流し(実験用流し)				り等の教室も開
場	る場を提供する。	運営は市民団体等による。					催できる。
		自主運営又組合はとする					
		が、スケジュール調整は、					
		組合。					
見学者	本施設の視察来訪者に対	あらかじめスケジュール	移動式会議用テーブル、い	説明者1~2名			
説明室	し、施設概要やごみ処理フ	調整をして利用。	す、白板、簡易音響装置、パ	スケジュール調整業務			
	ローを説明する。		ネル (ごみ処理フロー)	に1名程度			
地域・グ	リサイクルに関心を持つグ	利用者はあらかじめ登録	移動式会議用テーブル、い	スケジュール調整業務	大 80 名	120m ² 程度	
ループ	ループ、団体の活動のため	の上、スケジュールを調整	す、白板、簡易音響装置、VTR	に1名程度	小 50名	80m ² 程度	
活動の	の打合せ・会議の場を提供	して利用。	装置				
場	する。						

2. 印西地区におけるリサイクルプラザの機能(案)

本施設は、印西地区の廃棄物循環型先進施設として、リサイクルプラザとして必要な機能を踏まえるとともに、立地条件や印西地区の目指す循環型社会のあり方等に関しても、十分配慮した施設とする。

◆リサイクルに関する正しい知識や情報の発信・交換の拠点とする。

住民・事業者がいつでも正しい情報を収集できるよう施設整備を行う。なお、施設外についても本施設及び関連施設のネットワーク化等により情報の発信を図る。また、教育の場としての施設整備を図り、地域全体の環境問題や廃棄物問題に関する意識の向上に努める。

◆リサイクル啓発活動の中心施設とする。

印西地区の全住民がリサイクルに関心を持ち、また参加することができる活動を展開していく。また、住民の誰もが利用可能な施設として、啓発活動について創意工夫を図り、リサイクル啓発活動の中心的な施設として機能させる。

◆地域や市民団体等のリサイクル活動を支援する施設とする。

会議室や研修室等を設置し、リサイクル活動を推進している団体に活動の場を提供する。また、これから参加したいと考えている団体・個人についても情報の提供等の支援を行う。

◆周辺環境と調和した景観により、廃棄物行政のシンボル的施設とする。

周辺に位置する諸施設との調和を配慮し、かつ印西地区の廃棄物循環型先進施設としての位置づけを踏まえ、施設景観を決定し、印西地区のシンボル的施設として機能させる。

【参考①】リサイクルプラザ(センター)の建設事例

	工事または	
市町村名 (施設名)	上事または 竣工年月	プラザ機能
町田市リサイクルセンター	S54. 7 ∼S57. 5	リサイクルプ・テナ 棟: 3,711m² 研修室: 見学者等に資源回収等の地域社会教育を視覚聴覚的に行う。 リサイクルコーナー: 粗大ごみの再生工場として市民によって修理・再生・工作等を行う 展示室: 再生品の展示・販売 実験室: ごみを減らす工夫を考える料理などの実習 再生品貯蔵場: 再生品の貯蔵 印刷・資料整理室: リサイクル活動のためのもの
横浜市 (港南リサイクル プラザ) (青葉リサイクル プラザ) (鶴見リサイクル プラザ)	港南: H3.4 青葉: H4.6 鶴見: H7.4	
吹田市資源リサイ クルセンター (千里リサイクル プラザ)	H2. 2 ∼H4. 9	市民工房(衣服,一般修理,家電,自転車,ガラス工芸,家具・木工) ・回収したビンを使っての(溶解)花瓶やコップ作り ・古紙を原料にしての葉書作り ・衣服のリフォーム ・テレビ,家具,自転車等の再生 リサイクルコーナー:工房で製作された再生品の展示 研究室:リサイクル事業全体のための研究 実験室:市民のリサイクル活動と連携した講演事業及び貸室プレイルーム:行事参加者の幼児の遊び場 生活学習室:リフォーム教室等主に実践教室に利用される部屋及び貸室
目黒区 (目黒リサイクル プラザ`) (平町リサイクル プラザ)	目黒: H5.4 平町: H10.8	リサイクル情報室:リサイクルやごみの問題に関する本、雑誌、各種調査報告書をはじめこの問題に取り組む市民や自治体のパンフレットなどを集め、提供。適切な情報を探せるよう検索システムや学習プログラムも整備。 リサイクル活動室:リサイクルやごみ問題に関心を持っているグループや団体の話し合いや学習・実習の場として活用。シルバーアトリエ:リサイクル作品工房(老人福祉センターの高齢者事業団用作業室) リサイクルショップ。:シルバーアトリエで作られたリサイクルの作品(主に家具)の展示、販売スペース

市町村名(施設名)	工事または竣工年月	プラザ機能
	牧工十月	エコーライフ情報の収集・提供事業:
北区(富士見橋エコー広場館)	H6. 1	・リサイクル・地球環境問題についての情報収集・提供 ・リサイクルや地球環境保護団体の活動情報の収集・提供 ・リサイクル情報誌「ザ・リサイクラー」の発行 エコーライフ交流事業: ・「明日塾」(リサイクル・地球環境問題の研究)の開催 ・「子供環境教室」の開催 ・「子供環境教室」の開催 ・学習・研修会・シンポジウムの開催 「リボン工房」事業: ・古布を利用した「裂き織り」の技術指導や展示、販売 ・廃食油を利用した「粉石鹸」の技術指導や展示、販売 ・ 牛乳パックを利用した「粉石鹸」の技術指導や展示、販売 ・ リホーム、パッチワーク等の学習会の実施 フリーマーケット事業:毎週日曜日の開催 「暮しの博物館」事業: ・「道具」」「家具」「玩具」等の再生技術の発掘と伝承 ・「リサイクル達人」のネットワーク化作品の実演、展示、販売 エコー広場活動事業: ・牛乳パック、使用済切手、未使用ハガキ等の収集による地球環境保全 運動 ・ リサイクル製品、エコ製品の利用拡大活動 ・ アジア、アフリカの子供達にノートを贈る運動
仙台市 (葛岡リサイクル プラザ)	Н7. 9	展示学習室:ごみ処理の流れ、分別、処理施設のしくみなどの体験学習ができる ・「アスレチックジャングル」 空き缶・空き瓶になったような気分で遊べるローラーなど リサイクル工房:展示するリサイクル品情報、リサイクル関連図書やビデオ の閲覧可能 ・「リサイクル品展示」 粗大ごみ等の中からまだ使えそうなものを、リサイクル工房で補修再生して展示。 展示品は、1ヶ月の展示期間中に申し込みを受け付け、公開抽選し、無料で提供。 ・「スペース R」 リサイクルやごみ問題についての研修会や会議などに利用できるフリースペース。 リサイクルブックとリサイクルおもちゃ箱が常設され、不要になった本やおもちゃの持ち込み・持ち出しが無料でできる。
大阪市 (リサイクルプラ ザ [*] 赤川)	H7. 9∼H8. 3	事業内容: ①家具や自転車のリサイクル 粗大ごみに出された家具や自転車を回収・再生し、展示のうえ、月1回 抽選で市民に無料で提供。 ②リサイクル教室 紙パックを利用した紙すき教室、かまぼこ板や木切れ等を使った工作教室、古着のリフォーム教室、パッチワーク教室等 ③リサイクル情報の提供環境問題としてのごみ問題やごみ減量・リサイクルに関する情報や資料の提供。書籍やビデオ等。 ④アルミ缶・紙パックの受付 ⑤ガレージセールの開催 ⑥空き缶プレス車の派遣

市町村名(施設名)	工事または	プラザ機能
十勝環境複合事務 組合くりりんセン ター (くりりんプラ ザ)	竣工年月 H5. 9~H8. 9	 ・ごみ問題をはじめエネルギー、温暖化問題など幅広く地球環境についての 学習が興味をもって楽しみながらできるように工夫されている。 ・展示物、書籍、コンピューターソフトが備わっている。 ・余熱利用のモデルとしてのアメニティーホールはトロピカルな熱帯の植物 や「ふれあい水槽」の珊瑚魚に触れることができる。
大阪市 (リサイクルプラ ザ塩草)	H10. 7	・リサイクル品展示コーナー ・リサイクル教室:古着のリフォーム、パッチワーク、住まいのリフォーム ・情報閲覧コーナー:ごみ減量・リサイクル関係の図書や国内主要都市・リサイクル推進団体のパンルットを収集 ・パネル展示コーナー ・大阪市の清掃歴史コーナー ・となりのトトロの空き缶壁画 (大阪教育大学付属高校平野校舎の生徒さんの作品) ・衣類と本のリサイクルコーナー:家庭で不用になっている衣類(ベビー服・子供服・マタニティ服)・本(文庫本・単行本・絵本など)をリサイクルする場。
西宮市 (西部総合処理センター内リサイクルプラザ)	H10.10∼ H11.3	■粗大ごみの展示・活用 ■市民のごみ減量、再資源化意識の高揚を図るための各種イベントの実施・親子木工教室・銅板彫り工作教室・いきいきごみ展・おもちゃのかえっこバザール・子供が店主のフリーマーケット・自転車修理教室 ■不用品交換リサイクル情報(「不用品交換情報(E コウ館)」制度)
入間市 (入間市リサイク ルプラザ)	H11.4	 (1) 再生機能:自転車、家具。衣類の一部、古本を受入れ、再生工房室にて小修理し、交換バザーPR コーナーに展示し、ミニリサイクルフェアで販売。 (2) 研修機能:研修室、展示ホール(ごみ、リサイクルに関する意識を高めるための話し合いや研修の場)総合クリーンセンター(工場棟)へ渡り廊下で連絡 (3) 体験学習機能:体験学習室(市民が修理、再生等の幅広い学習ができる場) (4) 図書情報機能:図書情報室(ごみに関する書籍、ビデオテープ等を配備)
札幌市 (リサイクルプラ ザ宮の沢)	H12.8	 ・リサイクル家具・自転車などの展示提供 ・環境講座・リフォーム教室・ふれあい相談ごみ減量活動 ・季節のリフォーム教室(古着・古布活用「ワンショルダーのショッピングバッグづくり」など) ・ごみ減量情報コーナー ・リサイクル情報コーナー ・ゆずります・ゆずって下さい情報 ・おもちゃの病院 ・リユースコーナー
福山市 (リサイクルプラ ザ「エコローズ」)	H12. 9	・リサイクル体験講座:包丁とぎ、布ぞうり、リフォーム、紙すき、さき織り、木工、ガラス溶融、布ぞうり、サンドブラスト、リサイクル手芸、椅子の張替え・不要家具(再生=リュース)の紹介・エコローズ企画:不用家具(リユース家具)やスタッフ作成のリサイクル作品等の展示販売、バザー品の委託販売等も実施

市町村名(施設名)	工事または 竣工年月	プラザ機能
門真市 (門真市立リサイ クルプラザ エ コ・パーク)	H14.3 名称変更 H21.4	 ■市民情報ギャラリー・イベント情報・市民活動グループ連絡掲示板・不用品交換情報掲示板・市民ギャラリー ■イベント広場・イベントの開催・研究・調査等の展示・インフォメーション など ■リサイクル工房:ガラス工房、紙すき工房、陶芸工房、染め工房、石鹸工房、裂き織り工房、リフォーム工房、エコクッキング工房。 ■資料室(情報検索室) ■図書、資料の閲覧・貸出:リサイクル、環境情報などの情報検索、指導等 ■屋上庭園・温室:園芸工房 ■自転車修理工房、家具修理工房:不用自転車の修理、再生と不用家具の修理、再生
越谷市 (越谷市リサイク ルプラザ)	Н19. 11	・再生工房 ・展示コーナー ・リサイクル情報コーナー ・情報検索コーナー ・多目的室 ・リサイクル活動室 ・イベント・講座 リユース展 リサイクル講座:包丁とぎ教室、エコ料理教室、紙すきハガキ作り教室、エコバッグ作り教室、親子自然工作教室
北河内 4 市リサイ クル施設組合 (北河内 4 市リサ イクルプラザ か ざぐるま)	H20. 2	■参加型シアター『明日のために地球を守る』 ・参加者の回答によって進んでいくアトラクション風の映画 ■環境学習KIOSK ・環境Q&Aゲーム ・省エネ ² 大作戦 ・環境!穴埋めクイズ! ・つかみ取れ!コンベヤ選別ゲーム ・ごみのゆくえ大辞典 ■エコ生活支援パネル ■自転車発電体験コーナー ■ごみの現状を知る体感オブジェ
猪名川上流広域ご み処理施設組合 (国崎クリーンセンター啓発施設ゆめほたる)	H21.3	 ・リサイクル工房:軽作業室、製作工房、書庫、環境情報センター、修理工房 ・啓発・学習ロビー ・見学ゾーン ・自然豊かな里山 ・セミナー・ワークショップ

【参考②】製造物責任法(PL法)とリサイクルについて

1、PL 法とは

製造物責任(PL:Product Liability)法は、平成6年7月1日に交付、平成7年7月1日に施行された。PL法は、消費者が製品の欠陥により被害や損害を受けた場合、その製品の製造者に責任を負わせるというものである。

PL 法の概要を以下に示す。

(1)目的

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

(2)定義

■「製造物」:製造又は加工された動産

①「製造又は加工」の意義

「製造」とは、製品の設計、加工、検査、表示を含む一連の行為として位置づけられ、一般には「原材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと。生産よりは狭い概念で、いわゆる第二次産業に係る生産行為を指し、一次産品の産出、サービスの提供には用いられない」「加工」とは、「動産を材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、価値を変えること」

②「動産」の意義

動産とは、民法上、不動産以外の総ての有体物をいうものとして定義され、PL 法においてもその内容は民法上の概念による。

■「欠陥」の定義

①製造物の物性

製造物の表示、製造物の効用・有用性、価格対効果、被害発生の蓋然性(確実性の度合い)、 製造物の通常使用期間・耐用期間など

②通常予見される使用形態

製造物の合理的に予期される使用、製造物の使用者による損害発生防止の可能性など

③製造物が引き渡された時期

製造物が引き渡された時期、技術的実現可能性など

④その他の製造物に係る事情

危険の明白さ、製品のばらつき状況、天災等の不可抗力など を考慮して、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう。

■「製造業者等」の定義

①製造業者

製造物を業として(同種の行為を継続反復して行うこと)製造又は加工する者

②輸入業者

③製造業者又は輸入業者としての表示を製造物に付した者、又は、製造業者又は輸入業者と誤認させるような表示を製造物に付した者(一般に表示製造業者と称される)

すなわち、委託生産した製品に「製造者」、「輸入者」等の肩書きを付して自社の名前を表示している場合、及び、委託生産した製品に自社ブランドを表示しているような場合

④製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、実質的な製造業者と認められるような表示を製造物に付した者

すなわち、「販売者」、「販売元」等の肩書きを付して自社の名前を表示している場合であっても、その製品の製造、販売形態や同種製品の製造者としての社会的知名度その他の事情からみて、実質的な製造業者と認められるような表示となっている場合(具体的には、その製品を一手販売しているような場合)

(3)製造物責任

①自らの意思によって引き渡した製造物の欠陥によって、

引き渡し・・・

自らの意志に基づいて占有を移転させることをいい、有償無償は問われない

- ②他人(製造物を直接使用・消費していない第三者も含まれる。また、自然人のみならず法人も含まれる。)の生命、身体又は財産を侵害した時、
- ③ 当該製造物を業として製造、加工もしくは輸入した者又は当該製造物に一定の表示をした者が被害者に対して損害賠償責任を負う

ただし、製造物自体にしか損害が発生していない場合については、PL 法での損害賠償の対象外である。

(4)免責事由

製造者が以下の事項のいずれかを証明した場合、その責任が免除される。

①開発危険の抗弁

当該製造物をその製造業者等が引き渡した時点における科学又は技術に関する知見では、 製造物にその欠陥があることを認識することができなかったことを製造業者等が証明した 時。

②部品・原材料製造事業者の抗弁

欠陥が当該加工組立事業者が行った設計に関する指示のみに起因し、かつ、そのことにつき過失がなかったことを部品・原材料の製造業者が証明した時。

(5)期間制限

以下の期間が経過すれば、被害者は PL 法の下での賠償請求はできない。

- ①被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年
- ②製造業者等が製造物を引き渡した時から 10 年

ただし、潜伏被害は損害発生から起算とする。

2. PL 法の解説におけるリサイクルに関連すると考えられる事項

(1)修理、修繕について

- ・「修理」「修繕」「整備」や「設置」はともに製造物が引き渡された後の問題であり、新たな物品を作り出す又は新しい属性を付加しているとはいえないと解されることから「製造又は加工」には当たらない。
 - →粗大ごみや市民から持ち込まれた家具、家電製品等の修理は、PL 法における「製造又は加工」に当たらず、製造業者等にはならない。

(2)中古品、再生品、廃棄物について

- ・中古品であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上は、製造物である。ただし、中古品として売買されたものについては、i)以前の使用者の使用状況や改造・修理の状況にもよること、ii)中古品販売者による点検、修理や整備などが介在することも多く、製造業者の責任の有無については、このような事情を踏まえ慎重に判断されることとなる。
 - →市民より廃棄された粗大ごみ等をリサイクル等で流通過程にもどした場合、流通過程に 戻したものが、中古品と判断したと考えられる。(通商産業省産業政策局製品安全課)
- ・再生品は、劣化、破損等により修理等では使用困難な状態となった製造物について当該製造物の一部を利用して形成されたものであるが、基本的には「製造又は加工された動産」に当る以上は PL 法の対象となり、再生品を「製造又は加工」した者が責任を負う。この場合、再生品の原材料となった製造物の製造業者については、再生品の原材料となった製造物が引き渡された時に有していた欠陥と再生品の利用に際して生じた損害とに因果関係がある場合にのみ製造物責任が発生する。
 - →廃棄物を原料として作られる再生品(廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶)は製造物であり、 再生した者は製造業者であると考えられる。(経済企画庁国民生活局消費者行政第一課)
- ・廃棄物であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上、製造物に当たる。しかし、 廃棄物が再利用され、それに起因する事故が発生した場合には、廃棄された物は、もはや製 品として利用することが予定されていないという事情を考慮して、通常は欠陥のある製造物 とは判断されないものと考えられる。
- *ただし、個々の製品が中古品、再生品、廃棄物のどれであるかに関しては、個々の流通過程を考慮して判断される。

3. PL 法におけるリサイクルプラザの責任

(1) 家具・家電製品等を修理しリサイクル品として消費者に提供した場合

リサイクルプラザは「製造又は加工」を行っておらず、PL 法における責任主体である「製造業者」には該当しないと考えられる。よって、リサイクル品に起因する事故が発生した場合、PL 法による損害賠償の責任を問われることは考えにくいが、民法による損害賠償の責任を問われることは考えられる。

(2) 廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶等を再生し、リサイクル品として消費者に提供した場合

リサイクルプラザは廃棄物を原料とした再生品(廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶)を製造しており、再生品は「製造物」であり、製造したリサイクルプラザは PL 法における「製造業者」であると考えられる。よって、リサイクル品に起因する事故が発生した場合、PL 法による損害賠償の責任を問われることが考えられる。

4. PL 対策

PL 対策は、PL 事故の発生を未然に防止・予防するための対策(製造物責任防止・予防対策)と、不幸にして PL 事故が発生した場合に、企業が負う被害を最小化するための対策(PL 事故発生後の対策)とに大別される。

(1)製造物責任防止・予防対策

- ①設計面での危険の排除及び安全性への配慮
- ②ユーザーが製品の誤った取り扱いをしないための警告ラベル・取り扱い説明書の充実 などが考えられる。

(2) PL 事故発生後の対策

- ①被害者対応の充実
- ・初期段階でユーザーと感情的にこじれることによって、トラブルが拡大することを防止
- ②各種文書、サンプルの保存
- ・PL クレームを受けたときに、原因を究明し、欠陥かどうかを判定していくために、各種文書類の記録・保管基準、製品・外注部品等のサンプル保存基準を作成・整備し、記録・保存管理が必要。
- ③訴訟・リコール・広報対策
- ・訴訟対応窓口や訴訟になった場合の対応体制、弁護士の候補者の選定
- ・製品の特性に応じたリコールの対応体制の整備
- ・対外対応窓口の一本化による情報公開への対応
- ④賠償能力の確保
- 生産物責任賠償保険(略称 PL 保険)への加入
- 積立金のプールなどが考えられる。
- *生産物責任賠償保険 (PL 保険)・・・製造物に起因する対人、対物への責任賠償に対応する保 険であり、PL 法のみならず、民法すべてに対応している。

5. リサイクルプラザのリサイクル品の取り扱いの例(PL 法への対応)

施設名	リサイクル状況	PL 法への対応
千里リサイクル	・自転車は分解、組立	PL 保険への加入
プラザ	・家電製品等は清掃	(自転車について組立、分解作業を行っているこ
		とから、PL法への対策が必要と考え、リサイクル
		品すべてに保険をかけている。)
大阪市リサイク	粗大ごみの中から程度のよ	リサイクル品による事故についての責任をプラザ
ルプラザ赤川	い自転車について塗装、整備	が負いかねることを確認の上、提供
	を行い、抽選で市民に提供	
富山県南砺リサ	家電、自転車、木工家具等で、	修理、加工作業は行わない
イクルセンター	使用可能と思われるものに	
	ついて、ストックして引き渡	
	L	
北区富士見橋工	・修理、修繕コーナー	対策はしていない
コー広場館	区民から持ち込まれた家電	
	製品を有償で修理、修繕	
	・バザー	修理、加工作業は行わない
	粗大ごみの中から、ガス・電	(富士見橋エコー広場館では、バザーの責任者は
	気等の使用がなく火災等の	古物商の許可を有している。ただし、東京都公安
	事故につながりにくいと考	委員会の指示ではない。)
	えられるものについて、修	
	理、修繕をせずに提供	
旭川市近文リサ	粗大ごみの中から、自転車、	修理はせず、外観の清掃作業のみ
イクルプラザ	家具、諸製品(危険度の少な	事前に市民に説明
	い家電製品等) をプラザで清	
	掃し、無料で提供	
加賀市環境美化	自転車、家電製品等をセンタ	保険への加入
センター	ー内で、人材シルバーセンターの経	(加賀市ではリサイクル品だけでなく、市の備品
	験者によって修理、加工	全体について保険をかけている。)
大宮市東部リサ	家具、ラジカセ等の小さな家	・PL 法に抵触しそうな製品は扱わない
イクルセンター	電製品を中心にリサイクル	・危険表示の家電製品、著しく古いものを除く
		・試験運転
		等のチェックを行う